

広第287号
総第327号
務第791号
生総第253号
地第556号
刑総第630号
交企第836号
備総第313号
令和8年5月28日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

岐阜県警察指定被害者支援要員制度運用要領の制定について（通達）

事件発生直後における犯罪被害者又はその遺族等に対する被害者支援については、「岐阜県警察指定被害者支援要員制度運用要領」（平成22年10月21日付け広第621号ほか。以下「旧要領」という。）に基づき運用しているところであるが、この度、「岐阜県警察犯罪被害者サポートチーム設置要綱」（平成11年9月8日付け生総発第278号）の廃止に伴い、新たに別添「岐阜県警察指定被害者支援要員制度運用要領」を制定し、令和8年5月28日から施行することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧要領は廃止する。

別添

岐阜県警察指定被害者支援要員制度運用要領

第1 目的

この要領は、岐阜県警察指定被害者支援要員制度（以下「指定被害者支援要員制度」という。）の適正な運用を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 被害者支援官の任務

「被害者支援官の設置について」（平成22年4月28日付け広第323号ほか）の規定により指定した被害者支援官については、指定被害者支援要員（以下「支援要員」という。）の運用を総括するとともに、被害者支援活動の効果的な推進に努めるものとする。

第3 被害者支援係の設置

警察署長及び交通部高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）は、被害者支援の推進及び指定被害者支援要員制度の円滑な運営を図るため、警察署及び交通部高速道路交通警察隊に被害者支援係を設置するものとする。

第4 被害者支援係の任務

被害者支援係は、被害者支援官を補佐するとともに、被害者支援官の指揮の下に次に掲げる任務を行う。

- (1) 被害者支援の企画、広報及び連絡・調整に関すること。
- (2) 被害者支援の指導・教養に関すること。
- (3) 支援要員との連携に関すること。
- (4) 被害者支援に係る関係機関、団体等との連携に関すること。
- (5) 犯罪被害給付制度の手続に関すること。
- (6) その他被害者支援に関すること。

第5 支援要員の指定及び解除

1 指定

- (1) 警察署長等は、当該所属の警部補（同相当職を含む。）以下の職員の中から、被害者支援の推進に適任と認められる者を支援要員に指定するものとする。
- (2) 支援要員の数は、原則として、警察署の捜査を担当する課並びに交通部高速道路交通警察隊の本隊及び分駐隊ごとに1人以上とする。

2 解除

警察署長等は、支援要員に、人事異動、疾病その他やむを得ない事由が生じたときは、指定を解除するものとする。

第6 支援要員が支援すべき対象者

支援要員が支援すべき対象者は、原則として、次に掲げる対象事件（事案を含む。以下同じ。）の被害者（被害者が少年の場合は保護者を含む。）又は遺族（以下「被害者等」という。）とする。

(1) 身体犯

- ア 殺人罪（刑法（明治40年法律第45号）第199条の罪であり、未遂を含む。）
- イ 強盗致死傷罪（刑法第240条の罪であり、未遂を含む。）
- ウ 強盗・不同意性交等罪及び同致死罪（刑法第241条の罪であり、未遂を含む。）
- エ 不同意性交等罪（刑法第177条の罪であり、未遂を含む。）
- オ 不同意わいせつ罪（刑法第176条の罪であり、未遂を含む。）
- カ 監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪（刑法第179条の罪であり、未遂を含む。）

キ 不同意わいせつ等致死傷罪（刑法第181条の罪）

ク 傷害致死罪（刑法第205条の罪）

ケ 傷害罪（刑法第204条の罪）のうち、被害者が全治1か月以上の傷害を負ったもの

コ アからケまでの罪以外で、致死傷を結果とする結果的加重犯において、致死の結果が生じたもの又は致傷の結果が生じたもののうち、被害者が全治1か月以上の傷害を負ったもの

(2) 交通事故事件

ア 死亡ひき逃げ事件

車両等の交通により人が死亡した場合において、道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条第1項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件

イ ひき逃げ事件

車両等の交通により人が傷害を負った場合において、道路交通法第72条第1項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件

ウ 交通死亡事故等

ア及びイのほか、車両等の交通による人の死亡があった事故及び人が全治3か月以上の傷害を負った事故

エ 危険運転致死傷罪等に該当する事件

ア、イ及びウのほか、危険運転致死傷罪（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条及び第3条）、無免許危険運転致傷罪（同法第6条第1項）及び無免許危険運転致死傷罪（同法第6条第2項）に該当する事件

(3) 警察署長等が特に支援要員による支援が必要であると認める事件

第7 支援要員の任務

支援要員は、被害者支援官の指揮を受けて対象事件の被害者等に対し、必要により次の支援を行うものとする。

(1) 付添い等の措置

ア 被害者等への自己紹介と役割の説明

イ 医師の早期診察（証拠採取、性病、H I V、避妊処置等）が必要な場合の病院の手配及び付添い

ウ 事情聴取、実況見分及び検証時の付添い

エ 証拠資料の押収時、還付時等の付添い

オ 面通し時、似顔絵作成時等の付添い

カ 自宅等への送迎

キ 戸締まり等の防犯指導

(2) ヒアリング措置

ア 被害者等からの相談への対応（心配事の相談対応）

イ 事情聴取及び被害者調書の作成（捜査員が事情聴取及び被害者調書の作成を行う場合は、被害者等に必要性の説明を行う。）

(3) 説明

ア 被害者の手引の交付及び説明

イ 公判までの刑事手続の説明

ウ 各種相談機関等の教示

エ 犯罪被害給付制度（適用事件に限る。）の概要説明

オ 女性の避難施設等の紹介

- (4) その他警察署長等が特に必要と認める措置

第8 支援要員の運用

1 担当者の指名

被害者支援官は、対象事件を認知し支援要員による支援が必要であると認めたときは、警察署長等の承認を得て、支援要員の中から当該事件の被害者等への支援に当たる者を指名するものとする。

2 当直時間帯における運用及び引継ぎ

(1) 当直員に対する任務付与

被害者支援官は、当直中における被害者支援体制を確保するため、当直員の中から被害者支援を行う者（以下「当直支援要員」という。）を1人以上指名するものとする。

(2) 当直支援要員の任務

当直時間帯において対象事件を認知し、当直支援要員による支援が必要であると認めたときは、当直支援要員は、被害者支援官が指名する支援要員に引き継ぐまでの間、第7の任務を行うものとする。

(3) 支援要員への確実な引継ぎ

当直支援要員は、被害者支援官が指名する支援要員との引継ぎ時に、自己が実施した支援措置を確実に引き継ぐものとする。

3 支援要員が支援する期間等

- (1) 支援要員が被害者等を支援する期間は、おおむね1週間とする。ただし、事件・事故の内容、被害者等の状況等により、警察署長等の判断で延長し、又は短縮することができる。

- (2) 被害者支援官は、被害者等が支援を拒否したり、他の相談機関に引き継いだ等の事情があり、支援要員の支援を打ち切ることが適当であると認めるときは、警察署長等の承認を得て、当該被害者等への支援を打ち切るものとする。ただし、打ち切った後に新たに支援すべき事情が生じたときは、警察署長等に報告して支援要員による支援を再開するものとする。

4 死傷者多数事案発生時における被害者支援

警察署長等は、被害者が多数に及ぶ事件・事故等が発生し、当該事件・事故等の発生地を管轄する所属の支援要員だけでは被害者等に対する支援活動が十分にできないおそれがある場合は、「死傷者多数事案発生時における被害者支援運用要領」（令和8年5月28日付け広第288号ほか）に規定する特別被害者支援要員等の派遣を要請するものとする。

第9 運用上の留意事項

1 警察署長等による教養

警察署長等は、所属職員に対して本制度の趣旨を徹底するとともに、被害者支援の業務が支援要員に限らず、全ての職員が適切に行うべきものであることを認識させるための教養を徹底すること。

2 被害者支援官等による指導

被害者支援官及び警察署の事件主管課長は、支援要員に対して、任務が円滑に遂行されるよう支援活動実施状況を把握した上で適宜指導を行うこと。

3 被害者支援の基本原則の徹底と円滑な捜査業務の確保

支援要員は、被害者等との対応に際しては、被害者等の安全を守り、理解を持って接し、その尊厳を傷つけないよう被害者支援の基本原則を徹底するとともに、二次的被害の防止並びに精神的な被害の回復及び軽減に努め、円滑な捜査業務の推進

を図ること。

4 被害者支援係による連絡・調整

被害者支援係は、各部門との連絡を密にして調整を図り、特に支援要員の業務負担が過重にならないよう配慮すること。

第10 報告

警察署長等は、支援要員を指定又は解除したときは、指定被害者支援要員名簿（別記様式）により、総務室広報県民課長を経て、警察本部長に報告すること。

附 則（令和8年5月28日付け広第287号ほか）

この要領は、令和8年5月28日から運用する。

※別記様式省略